

公 示 送 達 書

第 25-2 号

下記の書類は、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。
 なお、この書類は、私が保管していますから、いつでもお受け取りください。

令和 8 年 6 月 3 日

福岡県田川県税事務所長

送達を受けるべき者の住所・氏名	送達する書類の名称	年度	納税通知書番号	納期限	変更納期限 〔督促状等の場合は〕 督促状等の発付期日	備考
杉原 晃造	国税徴収法 第68条					

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。